

○国分寺市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成24年12月 4 日

規則第97号

改正 平成26年 3 月27日規則第14号

平成27年 3 月11日規則第11号

平成28年 3 月31日規則第55号

平成29年 3 月31日規則第23号

令和 3 年 1 月28日規則第 4 号

令和 4 年 3 月25日規則第17号

令和 4 年12月26日規則第110号

令和 5 年 3 月30日規則第21号

令和 6 年 3 月29日規則第14号

令和 7 年 3 月31日規則第58号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則における用語の意義は、法、令及び規則の例による。

(適合性確認機関)

第 3 条 法第53条（低炭素建築物新築等計画の認定）第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）及び法第55条（低炭素建築物新築等計画の変更）第 1 項の規定に基づく変更の申請（以下「変更認定申請」という。）をしようとする者は、当該申請前に次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する者に対し、当該申請が法第54条（低炭素建築物新築等計画の認定基準等）第 1 項各号に掲げる基準に適合しているか否かの審査を受けることができる。

(1) 住宅のみの用途に供する建築物の認定の場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条（登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施）第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）

及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条（住宅性能評価）第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「適合性確認機関」と総称する。）

(2) 前号以外の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

2 国分寺市事務手数料条例（昭和34年条例第11号）別表第2の86の項(1)の項及び87の項

(1)の項の市長が指定する者は、前項各号の区分に応じ、当該各号に規定する者とする。

（平成26年規則第14号・平成27年規則第11号・平成29年規則第23号・令和3年規則第4号・令和4年規則第17号・令和5年規則第21号・令和6年規則第14号・令和7年規則第58号・一部改正）

（認定申請書に添付する図書及び調書）

第4条 規則第41条（低炭素建築物新築等計画の認定の申請）第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 適合性確認機関が作成した、申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す書類を有する場合は、当該書類

(2) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める様式

ア 認定申請 事務手数料額計算書（様式第1号）

イ 変更認定申請 事務手数料額計算書（様式第2号）

(3) その他低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することが確認できる図書で市長が必要と認める図書

2 規則第41条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項第2号の図書を添付する場合において、規則第41条第1項に掲げる図書のうち市長が不要と認めるものとする。

（令和5年規則第21号・一部改正）

（建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定及び特定建築基準適合審査）

第5条 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出があった場合で、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条（建築物の建築等に関する申請及び確認）第1項の規定に基づく確認の申請をする場合に、同法第6条の3（構造計算適合性判定）第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、同条の規定に準じた手続き等を行うものとする。

（平成27年規則第11号・一部改正）

（計画の通知）

第6条 法第54条第3項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知は、計画通知書（様式第3号）に建築基準法第6条第1項（同法第87条（用途の変更）に対するこの法律の準用）第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請書を添えて建築主事に行うものとする。

（令和5年規則第21号・一部改正）

（認定申請の取下げ）

第7条 認定申請又は変更認定申請をした者は、市長が認定又は変更認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第4号）の正本及び副本を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前条の通知を行った場合で前項の取下げ届の提出があったときは、取下げ通知書（様式第5号）により建築主事に通知しなければならない。

3 第1項の取下げ届の副本は、申請をした者に返還するものとする。

（令和5年規則第21号・一部改正）

（認定しない旨の通知）

第8条 市長は、法第53条第1項の規定に基づき申請のあった低炭素建築物新築等計画又は法第55条第1項の規定に基づき申請のあった低炭素建築物新築等計画の変更が法第54条第1項に掲げる基準に適合しない場合、建築主事から同条第4項の規定で準用する建築基準法第18条（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例）第15項の規定に基づく通知を受けた場合（法第55条第2項において準用する場合を含む。）又はその申請の手続が規則又はこの細則に違反していると認める場合は、認定しないものとし、認定しない旨の通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（平成27年規則第11号・令和5年規則第21号・令和7年規則第58号・一部改正）

（工事の完了の報告）

第9条 法第54条第1項の認定を受けた建築主（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。）に基づく建築物の建築工事が完了したときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書面その他必要な書類を添えて、市長に報告するものとする。

（1）計画に従って建築工事が行われたことを建築士が確認した場合 工事完了報告書（様式第7号）

(2) 前号以外の場合 工事完了報告書（様式第 8 号）

（令和 5 年規則第21号・一部改正）

（報告）

第10条 認定建築主は、法第56条（報告の徴収）の規定に基づき認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等の状況について報告を求められた場合は、状況報告書（様式第 9 号）に報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告するものとする。

（令和 5 年規則第21号・一部改正）

（取りやめる旨の届出）

第11条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめるときは、取りやめ届（様式第10号）の正本及び副本に、認定通知書（変更認定を受けた者は、認定通知書及び変更認定通知書）を添えて、市長に届け出なければならない。

2 前項の取りやめ届の副本は、認定建築主に返還するものとする。

（令和 5 年規則第21号・一部改正）

（認定の取消しの通知）

第12条 法第58条（低炭素建築物新築等計画の認定の取消し）の規定に基づく取消しを行った場合は、市長は取消通知書（様式第11号）により通知する。

（令和 5 年規則第21号・一部改正）

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第13条 規則第46条の 2（軽微な変更に関する証明書の交付）に規定する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書（様式第12号）の正本及び副本に、それぞれ規則第41条第 1 項に規定する図書のうち変更に係るものその他必要な図書（次項において「添付図書」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の書面の交付は、軽微変更該当証明書（様式第13号）に前項の副本及び添付図書を添えて行うものとする。

（平成29年規則第23号・追加、令和 5 年規則第21号・一部改正）

（委任）

第14条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

（平成29年規則第23号・旧第13条繰下）

附 則

この規則は、平成24年12月 4 日から施行する。

附 則（平成26年規則第14号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第11号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第55号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式で、現に用紙が残存しているものに限る。必要な訂正を加えて、これを使用することができる。

附 則（平成29年規則第23号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第110号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式で、現に用紙が残存しているものに限る。必要な訂正を加えて、これを使用することができる。

附 則（令和5年規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式で、現に用紙が残存しているものに限る。必要な訂正を加えて、これを使用することができる。

附 則（令和6年規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式で、現に用紙が残存しているものに限る、必要な訂正を加えて、これを使用することができる。

附 則 (令和7年規則第58号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式で、現に用紙が残存しているものに限る、必要な訂正を加えて、これを使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

認定申請

事務手数料額計算書
(都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 (該当する□にレを記入)
- ☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分

- 2 計画の評価方法 (該当する□にレを記入)
- 住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 標準計算法
☐ 仕様・計算併用法
- 非住宅部分：
☐ 標準入力法等
☐ モデル建物法

3 事務手数料額の計算

申請の種類 (該当する□にレを記入)		適合証がある場合	適合証がない場合
□一戸建て住宅		別表第2の86の項(1)ア 円(a)	別表第2の86の項(2)ア 円(A)
□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第2の86の項(1)イ 円(b)	別表第2の86の項(2)イ 円(B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第2の86の項(1)ア 円(c)	別表第2の86の項(2)ア 円(C)
	非住宅部分の床面積の合計	別表第2の86の項(1)イ 円(d)	別表第2の86の項(2)イ 円(D)
		(b)+(d) 又は (c)+(d)	(B)+(D) 又は (C)+(D)
	計	円	円

合計 円

(注意)

- 「別表第2」とは、国分寺市事務手数料条例別表第2をいう。
- 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に国分寺市事務手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。

様式第2号（第4条関係）

変更認定申請

事務手数料額計算書

(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲

(該当する□にレを記入)

☐ 建築物全体

☐ 複合建築物の非住宅部分

☐ 複合建築物の住宅部分

2 計画の評価方法

(該当する□にレを記入)

住宅部分：

☐ 誘導仕様基準

☐ 標準計算法

☐ 仕様・計算併用法

非住宅部分：

☐ 標準入力法等

☐ モデル建物法

3 事務手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）		適合証がある場合	適合証がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表第2の87の項(1)ア	別表第2の87の項(2)ア
	m ²	円(a)	円(A)
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第2の87の項(1)イ	別表第2の87の項(2)イ
		円(b)	円(B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第2の87の項(1)ア	別表第2の87の項(2)ア
		円(c)	円(C)
	非住宅部分の床面積の合計	別表第2の87の項(1)イ	別表第2の87の項(2)イ
	円(d)	円(D)	
	計	(b)+(d) 又は (c)+(d)	(B)+(D) 又は (C)+(D)
		円	円

合計

円

(注意)

1 「別表第2」とは、国分寺市事務手数料条例別表第2をいう。

2 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に国分寺市事務手数料条例に定める額を加える。

3 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

計 画 通 知 書

建築主事 殿

国分寺市長 

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)による申請が下記のとおりありました。ついては、同法第54条第3項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて下記のとおり低炭素建築物新築等計画を通知します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 添付書類 建築確認申請書

様式第4号(第7条関係)

取 下 げ 届

年 月 日

国分寺市長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

下記の申請を取り下げたいので、国分寺市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則
第7条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 取下げの理由

(注意)

申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

取下げ通知書

建築主事 殿

国分寺市長



下記の申請は、申請により取り下げられたので、国分寺市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
- 4 認定にかかる建築物の位置

第 号
年 月 日

認 定 し な い 旨 の 通 知 書

申請者

殿

国分寺市長

㊟

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
3. 申請にかかる建築物の位置
4. 理由

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として(訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

様式第7号(第9条関係)

工事完了報告書	
国分寺市長 殿	年 月 日
認定建築主の住所又は 主たる事務所の所在地 認定建築主の氏名又は名称	
認定低炭素建築物の建築工事が完了したので、国分寺市都市の低炭素化の促進に関する 法律施行細則第9条の規定に基づき関係図書を添えて、報告します。	
記	
1 低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号
2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日
3 認定に係る建築物の位置	
4 建築工事が完了したことを確認した建築士	(級)建築士()登録第 号 住所 氏名 (級)建築士事務所()知事登録第 号 名 称 所在地
5 建築工事完了の日	年 月 日

(注意)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 建築工事が完了したことを確認した建築士は、建築士の住所・氏名の欄にその者の住所・氏名(建築士事務所の名称・所在地の欄にその者が所属する法人の名称・所在地)を記入してください。

様式第8号(第9条関係)

工事完了報告書

年 月 日

国分寺市長 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

認定低炭素建築物の建築工事が完了したので、国分寺市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第9条の規定に基づき関係図書を添えて、報告します。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 当該建築物の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を実施した施工者

施工者の住所
氏名
建設業の許可番号
主任技術者の氏名

5 建築工事完了の日
年 月 日

(注意)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 建築工事が完了したことを確認した工事施工者は、施工者の住所・氏名の欄にその者の住所・氏名を記入してください。

様式第9号(第10条関係)

状 況 報 告 書	
国分寺市長 殿	年 月 日
認定建築主の住所又は 主たる事務所の所在地 認定建築主の氏名又は名称	
国分寺市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第10条の規定に基づき、下記のとおり低炭素建築物の新築等の状況について報告します。	
記	
1	低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
2	低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
3	認定に係る建築物の位置
4	報告の内容

(注意)

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第10号(第11条関係)

取　り　や　め　届	
国分寺市長　殿	年　月　日
認定建築主の住所又は 主たる事務所の所在地 認定建築主の氏名又は名称	
認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、国分寺市都市 の低炭素化の促進に関する法律施行細則第11条第1項の規定に基づき届け出ます。	
記	
1	低炭素建築物新築等計画の認定番号 第　　号
2	低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年　月　日
3	認定に係る建築物の位置

(注意)

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

		第	号
		年	日
		月	

取 消 通 知 書

殿

国分寺市長 

下記の認定低炭素建築物新築等計画については、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、下記の理由により該当計画の認定を取消したので通知します

記

認 定 番 号	第	号
認定年月日	年	日
	月	

(※)確認番号	第	号
確認年月日	年	日
	月	

建築主事の氏名

1 認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

2 認定に係る建築物の位置

3 認定に係る建築物の構造

4 取消しの理由

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として(訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

様式第12号（第13条関係）

（第一面）

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

国分寺市長 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が同規則第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

- 1 変更する低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 変更する低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 軽微な変更の内容

（注意）

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 添付図書として、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第41条第1項に規定する図書のうち変更に係るもの及び同施行規則別記様式第五の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

様式第13号（第13条関係）

		第	号
		年	日
		月	
軽微変更該当証明書			
様			
国分寺市長			㊟
下記による申請書に記載の低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2に規定にする同規則第44条の軽微な変更該当していることを証明します。			
記			
1	申請年月日	年	月 日
2	証明に係る建築物の位置		
3	証明に係る建築物又はその部分の概要		

（注意）
この証は、大切に保存しておいてください。

様式第1号（第4条関係）

（令和7年規則第58号・全改）

様式第2号（第4条関係）

（令和7年規則第58号・全改）

様式第3号（第6条関係）

（令和4年規則第110号・一部改正、令和5年規則第21号・旧様式第1号繰下）

様式第4号（第7条関係）

（令和5年規則第21号・旧様式第2号繰下、令和6年規則第14号・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

（令和5年規則第21号・旧様式第3号繰下）

様式第6号（第8条関係）

（平成28年規則第55号・一部改正、令和5年規則第21号・旧様式第4号繰下）

様式第7号（第9条関係）

（令和5年規則第21号・旧様式第5号繰下、令和6年規則第14号・一部改正）

様式第8号（第9条関係）

（令和5年規則第21号・旧様式第6号繰下、令和6年規則第14号・一部改正）

様式第9号（第10条関係）

（令和5年規則第21号・旧様式第7号繰下、令和6年規則第14号・一部改正）

様式第10号（第11条関係）

（令和5年規則第21号・旧様式第8号繰下、令和6年規則第14号・一部改正）

様式第11号（第12条関係）

（平成28年規則第55号・一部改正、令和5年規則第21号・旧様式第9号繰下）

様式第12号（第13条関係）

（平成29年規則第23号・追加、令和5年規則第21号・旧様式第10号繰下、令和6年規則第14号・一部改正）

様式第13号（第13条関係）

（平成29年規則第23号・追加、令和5年規則第21号・旧様式第11号繰下）